

電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、国土地理院が所有する電子基準点のリアルタイムデータの利活用と普及を推進することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の円滑な運営のため、事務局を置く。

- 2 事務局は、協議会の指示に基づき協議会の事務を処理する。
- 3 事務局は、会員の中から選出する。

(活動内容)

第4条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) リアルタイム測位に関する情報提供及び意見交換
- (2) 電子基準点リアルタイムデータの利活用と普及を推進するための要望
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 協議会の会員は、この協議会の趣旨に賛同する企業または団体とする。

(役 員)

第6条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 幹事 若干名。うち代表幹事1名
 - (3) 会計監事 1名
- 2 役員は、総会において会員及び学識経験者の中から選任する。ただし、任期途中における退任による補欠、又は補充の選任は、幹事会の決議をもって行うことができる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 4 幹事は、会務を執行する。
 - 5 代表幹事は、幹事を代表する。
 - 6 会計監事は、財産及び会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は補充により就任した役員任期は、それぞれ前任者の残任期間又は現任者の残任期間の任期に相当する期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。
- 4 協議会の活動の効率的な実施、その他必要と認める場合は、部会を設けることができる。

(決議)

第9条 会議の決議は、この規約に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営)

第10条 総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、会員の議長への委任状をもって出席と見なすことができる。
- 4 協議会の運営に関し必要な事項は、総会または幹事会において定める。

(会費)

第11条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、会員が退会または除名された場合で未納の会費があるときは納入するものとし、既納の会費はこれを返還しない。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日～翌年の3月31日とする。

(入会及び退会)

第13条 協議会への入会を希望する者は、特段の限定なく入会できるものとし、別に定める参加申込書を事務局に提出するものとする。

- 2 会員が本会を退会するときは、その旨書面をもって会長に届けなければならない。

また、会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- 一 法人である会員が解散したとき、企業又は団体である会員が消滅したとき。
- 二 1年以上会費を滞納し、本会から督促があっても納付がないとき。
- 三 除名されたとき。

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 協議会の規約に違反したとき。
- 二 協議会の名誉に傷をつけ又は目的に反する行為をしたとき。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、総会の議決を受けなければならない。

(解散)

第16条 協議会の解散は、総会あるいは幹事会の決定による。

(その他)

第17条 その他必要な事項は、幹事会において決定し、総会で承認を得るものとする。

附則

この規約は、平成13年11月27日の設立総会の議決をもって発効する。

附則

改正後の規約は、平成15年6月1日から適用する。ただし、第7条第1項の規約は、平成15年3月26日の幹事会の議決をもって適用する。

附則

平成26年5月28日一部変更。改正後の規約は平成26年6月1日から適用する。